

平成27年川俣町議会第5回臨時会会議録

平成27年川俣町議会第5回臨時会は、4月10日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤広一君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	羽賀洋一君	会計管理者	高野誠市君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	宮地勝志君	産業課長	寺島喜美夫君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

- 報告第 3 号 平成 26 年度川俣町継続費繰越しの報告について（一般会計）
- 議案第 4 1 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 2 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 4 2 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 3 号 平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 11 号））
- 議案第 4 3 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 4 号 平成 26 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号））
- 議案第 4 4 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 5 号 平成 26 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 6 号））
- 議案第 4 5 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 6 号 平成 26 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 号））
- 議案第 4 6 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 7 号 平成 26 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 2 号））
- 議案第 4 7 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 8 号 平成 26 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算
（第 4 号））
- 議案第 4 8 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 9 号 川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 4 9 号に係る意見陳述について
- 議案第 4 9 号 川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は、16人です。定数に達しておりますので、平成27年第5回川俣町議会臨時会を開会いたします。

開会に先立ち、本日の臨時会で、議会中継の機器操作のため、株式会社コンピュータビジネスの担当者の入場を許可します。

これから、本日の会議を開きます。（午後3時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1, 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、5番議員 高橋道也君、6番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2, 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期、議事運営について、議会運営委員長からご報告いたします。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、こんにちは。本日の平成27年第5回議会臨時会開催に当たり、4月7日に議会招集の告示がございました。したがって、7日に議会運営委員会を開催し、町当局から臨時会における付議事件の概要について報告を求め、議事日程等について審議をいたしました。その結果、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

議事の日程であります。町長から提案要旨の説明を受けた後、報告1件、付議事件9件について、審議・採決を行うことといたしました。議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3, 町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

ここで、提案要旨を配付いたします。（提案要旨配付）

○町長（古川道郎君） どうも皆さん、こんにちは。本日ここに、平成27年第5回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、報告が1件、地方自治法第179条の規定により専決処分を行った7件と、平成27年度の一般会計補正予算、川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の合わせて10件でございます。

これら提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町の復旧・復興を推進するため、早急に進めなければならない役場新庁舎建設事業について申し上げます。

さきの3月定例町議会は、3月5日から3月24日までの20日間にわたり、今年

度の予算を初め多数の重要議案を慎重審議の上、全議案を可決いただきました。

平成２７年度がスタートし、１０日目にして早々の臨時会の招集は、新年度の予算執行に当たり、新庁舎建設工事の工期を確保した上で、改めて入札を行うため、建設事業に係る継続費設定年度の延長等につきまして予算の補正を行う必要が生じたものでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案等につきまして説明申し上げます。

専決処分につきましては、議案第４１号から議案第４７号の７件で、それぞれ、その報告を行い、承認をいただくものでございますが、１件は、町税条例等の一部を改正する条例で、あとの６件は、各会計に係る補正予算の専決処分となります。

議案第４８号と議案第４９号の２件につきまして、提案要旨を説明申し上げます。

議案第４８号、平成２７年度川俣町一般会計補正予算（第１号）は、総額１２億８、６１０万８、０００円の減額補正をお願いするもので、役場新庁舎建設事業費の減額がその内容でございます。

役場新庁舎建設事業につきましては、継続費を設定し、平成２６年度から平成２７年度の２か年間で取り組んでいくこととしておりましたが、先月の３月１９日に執行いたしました新庁舎建設工事の入札が不調となり、平成２６年度内の建設工事の発注ができなくなりました。

このことにより、継続費のうち、平成２６年度分の予算として計上しておりました役場新庁舎建設事業費の前金払分、４割相当額の支出ができなくなったところでございます。

継続費の年割額のうち、当該年度内に支出が終わらなかったものにつきましては、翌年度に繰り越しして使用することができることとされておりますので、平成２６年度分を平成２７年度に通次繰り越しを行うとともに、本補正予算におきまして、平成２７年度分として計上しておりました６割相当額の事業費を皆減し、継続費設定年度を平成２８年度まで延長した上で、その皆減額を平成２８年度の年割額に移行する補正を行うものでございます。

新庁舎建設工事の入札不調を真摯に受けとめ、建設事業に係る工期を確保するためにも、継続費設定年度の延長及びその年割額の補正につきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第４９号、川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、町議会議員の定数を現在の１６人から、１２人とする改正内容でございます。

議員定数につきましては、議会自らの審議事項として、議論が重ねられてきたところでございますが、今般の直接請求を住民意思の結果と重く受けとめ、議員定数の減につきまして条例改正の議案を提出するものであります。

以上、提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げ、提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，報告第3号「平成26年度川俣町継続費繰越しの報告について（一般会計）」について、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 報告第3号、平成26年度川俣町継続費繰越しの報告について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、平成26年度の一般会計予算の継続費のうちから、次のとおり平成27年度へ通次繰り越ししたので、報告する。

平成27年4月10日

川俣町長 古川道郎

次のページをお願いします。

平成26年度川俣町一般会計継続費繰越計算書、款、項、事業名、継続費の総額、平成26年度継続費予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度通次繰越額、左の財源内訳の順に読み上げます。2総務費、1総務管理費、新庁舎建設事業、21億3,818万円、8億5,207万2,000円、0、8億5,207万2,000円、0、8億5,207万2,000円、8億5,207万2,000円、7億9,237万2,000円、3,200万円、2,770万円、0。

説明をいたします。

新庁舎建設事業は、継続費を設定し、2か年間の継続事業で実施する計画でありましたが、平成26年度内の建設工事の発注ができなくなり、平成26年度分の予算として計上しておりました4割相当額の予算が全額残額となり、翌年度へ通次繰り越しするものでございます。

通次繰り越しは、当該年度において支出が終わらなかった経費の金額を翌年度に、さらに翌年度においても支出が終わらなかった経費の金額は翌々年度にと、継続費を設定している事業が完了する最終年度まで、順次、繰り越しをして使用することができるものでございます。

財源内訳のうち、繰越金は、庁舎建設に係る震災復興特別交付税の交付額となります。特定財源は、太陽光発電に係る再生可能エネルギー等導入補助金3,200万円と地方債となります。

以上、継続費に係る平成26年度分新庁舎建設事業の予算計上額全額を平成27年度へ通次繰り越しすることについての報告とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5，議案第41号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 川俣町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第41号、専決処分の報告及びその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

記

専決第2号 川俣町税条例等の一部を改正する条例

平成27年4月10日提出

川俣町長 古川道郎

次のページをお開きください。

専決第2号 川俣町税条例等の一部を改正する条例

改正文の読み上げは省略させていただきます。

平成27年3月31日

川俣町長 古川道郎

御説明申し上げます。

専決処分 of 報告及びその承認につきましては、町条例等の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものです。これは地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布、4月1日施行されたことに伴い、専決処分の方法により、同条例を改正、施行したものでございます。

それでは、改正の主な内容につきまして申し上げます。

第1条、税条例附則第16条は、法規定の新設に合わせて新設されたもので、一定の環境性能を有する4輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の経過の規定をしたものでございます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した4輪以上及び3輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の少ないものについて、平成28年度分の軽自動車に限り、軽減する特例措置であります。第1項では電気自動車等を、2項、3項では、ハイブリッド車を含むガソリン車に対する特例措置であります。

次に、第2条、税条例等の一部を改正する条例の附則第1条及び第4条は、法律改正に合わせて改正されたもので、平成27年度分から適用することとされていた原動機付自転車及び2輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置であります。

また、附則第6条では、軽自動車税のグリーン化特例の経過が附則第16条に新設されたことに伴う規定の整備であります。

そのほか、法改正に伴います規定の明確化や不要条文の削除などを行っております。

以上、議案第41号、専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 川俣町税条例等の一部を改正する条例）についての説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第６，議案第４２号「専決処分の報告及びその承認について（専決第３号 平成２６年度川俣町一般会計補正予算（第１１号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第４２号 専決処分の報告及びその承認について（専決第３号 平成２６年度川俣町一般会計補正予算（第１１号））について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 何点かお伺いしますが、まず、１４ページのただいま企画財政課長が触れました、ふくしま森林再生事業補助金ですが、この事業については、繰越明許で９，０００数百万円が、次年、２７年度に繰越明許されているわけでありまして、今般、この２，３００万という大きな金額が補助対象事業費として認められて補助金がふえたと、こういうことなんですね。そうしますと、町の負担金ですか、町の持ち出し分は幾らになったのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、１８ページなんですが、企画事務諸経費の中で、市町村バスの運行費なんですけど、これ、多分一つしかないんだと思うんですが、３９０万のこの減額ですよ、委託料。減額になったということは、収入がふえたか何かしないと、委託料は減額にならないと思うんですが、これが減額になった理由について、お知らせをいただきたいと思います。

それから、２４ページでありますけども、一番下に寺久保住宅解体工事費、これ、皆減だと思いませんか。多分２年くらい、上げては落とし、上げては落とし、ずっとやっているんだと思いませんか。何でこの皆減になったのか、その理由についてお知らせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご質問に答弁いたします。

まず最初に、予算書１４ページ、ふくしま森林再生事業補助金２，３９６万９，０００円の増額ですけども、最終的に町の持ち出す金額は幾らかという質問でございますが、補助金を除いた消費分では４７６万１，０００円となります。

ふえた要因につきましては、当初、森林整備と、あとは枝葉処理、こちらが補助率１００分の７２ということでありましたけども、この枝葉処理について、１００分の

72から100分の100に補助率が増となったということによるものでございます。

あともう1点、歳出で24ページの寺久保住宅解体工事費、こちらはご指摘のとおり、皆減でございます。理由としますと、底地につきましては個人所有のものです。この解体するに当たりまして、個人の土地で許可を得られないという状態が続いております。ということで、寺久保住宅については、まだ解体できておりません。ということで、平成26年度については皆減としまして、平成27年度に同額の予算を計上したところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

補正予算書18ページの市町村バス運行費のバス運行委託料の減額のお質してございますけども、具体的には、月舘川俣線を運行しております事業者であります福島交通に対しまして、国・県補助が拡充をしたために、町の負担分が減額となったということで、ご理解を願いたいと思います。

市町村バスにつきましては、月舘川俣線の国補助の拡充で397万9,000円の減額計上でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

2番。

○2番（高橋道弘君） 私の理解が間違っているのかどうかわかりませんが、市町村バスって、松川と川高の間、運行しているやつを言うんじゃないの。地方バス路線維持対策にしか国・県補助はつかないんじゃないかと思うんですが、今の課長の話だと、月舘川俣線だと言うんだけど、月舘川俣線も市町村バスなんですか。あれは地方路線バス対策事業でやっているんじゃないかと思うんですが、私の間違いだったらあれなんですけど、正確にお願いしたいと思うんですが。

あともう一つ、再質問は、寺久保の件なんですけど、新年度って3月の議会で審議したわけだね。新年度にも、当初、補正予算は出ているわけだから、26年度の。そうすると、26年度の補正予算を出しといて、当初予算に解体費を出しといて、専決補正で皆減しますというのは、予算編成上、いかがなものかと思うんですが。そうやると何が何だかわからないですよ、審議している我々は。26年度も残っているのに、27年度に乗せているわけだから、新しくどこかやるのかなと思ったら、今度は専決補正で皆減しましたという話でしょう。となると、26年の3月の一般会計の補正予算で落としながら、だから、次年度もやるんだというならわかるんですけど、落とさないで置いて、審議して、はい、可決しましたと言っという、今度は専決補正で落としますというのは、ちょっといかがなものかと思うんですが、どういうことでそういうふうになったんでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問に答弁いたします。

寺久保住宅の件でございますが、議員おっしゃるとおり、3月の補正で落として、当初予算で計上するというのが本来のやり方かと存じます。ということで、以後、そういう点、気をつけたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

申しわけございません。先ほど、私、申し上げたのは、この上の地方バス路線の分で、地方バスでなくて、市町村バス運行の委託につきましては、川高前山木屋線の運行につきまして、26年度は運休という形でございましたので、その委託費用の減額でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。訂正をさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

2番。

○2番（高橋道弘君） これも、私、おかしいと思うのね。だって、26年度は運休だというのは最初からわかってたわけでしょう。そしたら、1年間ですよ、運休で、委託料を上げといて、予算は落とさないでにおいて、前からも指摘しているんだけど、最後の専決っていう議会の審議もろくにできないところで、はい、落としました、財源できました、基金に戻しますというやり方をやっているわけでしょう。そういうことはやらないと、1回、古川町長は答弁したわけだよね。これ、6月でも、9月でも、落とせたと思うのね。こういうことも、当初予算にもこういうふうに乗っているんですか、今年度は。結局、川高山木屋線というのはやっていることにして、また予算を上げたんですか、そうすると、当初予算でも。こういうことはやらないということだったよね、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

川高前山木屋線につきましても、27年度の当初予算に計上してございます。補正で減額をする時期につきまして、先ほどの寺久保住宅の件とあわせまして、今後、十分配慮して対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

15番。

○15番（遠藤宗弘君） 寺久保住宅の問題なんだけども、実際には、解体費を上げたとしても、執行できるんですか。何年間、空き家になっているの。何が問題で執行できなかったのか、きちんと説明してもらわないと、こんなことを何年も延々と続けるようになるんじゃないですか。どういうふうな対処の仕方をしようとしているのか、明確に説明してくださいよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご質問に答弁いたします。

寺久保住宅の件でございますが、原因としては、土地の所有者の協力の理解が得られないという点でございます。こちらにつきましては、所有者の方と交渉等はしておりますけども、なかなか理解を得てもらえないのが現状であります。そういうことで、この寺久保住宅の解体工事費、寺久保住宅の上の分は町の方で、底地は個人の方ということで、その個人の方の了解がなかなか得られないというような状況が続いているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） いや、そのことはうすうす俺らでも感じてわかっているのね、みんな。だけど、町の住宅を解体するというのが、恐らくあそこは10年来住んでいる人はいないんでしょう。ほんで、それを解体するということができないということについて、解体する、解体するって何年もこうやって予算だけ上げて、実際には執行できないということをずっと続ける気なの、今後も。具体的にはどういう手だてをとって、できないでいるのか、何が理由なのか、そろそろ説明したっていいんじゃないのかい、議会にだって。ただ地主の了解が得られないから執行できないんですって、ただそれだけでない、ただ予算を上げて、議会は認めろと言っているだけだからね。それでは余りにもひどいんでないのかい。具体的にどういうふうな手だてを、今後、打とうとしているのかどうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

寺久保住宅の件につきましては、地主の方と了解を得るように交渉を進めるというのが、まず大前提だと考えております。寺久保住宅の土地に入る手前ですね、今、更地になっているところがございますけども、そこも同じ所有者の方です。その土地に入らなければ住宅を解体することができない。その手前の更地にも立ち入ることは禁じられているというような状況でございます。ということで、まずは地主の方との連絡をとりながら、了解を得るのが第一番だと思っております。了解を得られたらば、解体工事にかかるというような予定でおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

9番 新関善三君。

○9番（新関善三君） この繰越明許費のあり方について、質しておきたいと思うんですが、今年度の繰越明許費が、要するに、26年度の予算残が51億だと。あわせまして、これに新庁舎の今度は繰越金が8億5,000万ほど計上されているわけですが、そうなりますと、さきの3月定例会の中で27年度の予算が承認されたわけですが、これを今年度の予算は132億1,500万ということになりますと、繰越ししたのに新年度予算を足しますと、180億というような膨大な予算を27年度は消化しなきゃならないわけですが、行政の会計年度は、あくまで

も単年度主義だ、現金主義だということでございますが、万難を排して、これらの事業に邁進していただきませんと、また繰り越すんで、そういった感覚等については、大きい金額は除染というふうな、この事業が大きいわけでございますけれども、ほぼ完了しても、支払いが完了しないというようなことで、繰越明許費を計上されているんでしょうけれども、今後の処理の方向と、27年度の事業が完全に消化できるのかどうか、その辺を今から心配なので、その意をひとつご回答いただきたいと。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、平成26年度から27年度に繰越明許を設定した事業につきましては、合計で26事業、55億7,239万円に上ります。前年度と比較してみますと、前年の25年から26年度へ繰越明許した事業につきましては、合計で30事業あったんですが、30事業で91億8,000万ということで、うち除染対策費用が86億で、ほとんどでありました。26から27年度への繰越明許費につきまして、ただいま申し上げましたとおり、26事業で、除染につきまして47億、55億のうち47億で、大きいウエートを占めてございますけれども、そのほかの事業も多種に及んでおります。ご指摘をいただきましたとおり、万難を排しまして、26年、27年度内の事業完了に向けまして事業を推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 9番。

○9番（新関善三君） そのために27年度の事業が計画されておるわけでございますけれども、非常に26年度、これだけの残を残したということの反省は、どんな理由で、どこにあったのかということを、まず、ここだけは明快な回答をいただきたい。27年度はやるということはわかりましたので。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま申し上げました26事業のうち、全体の55億のうち、47億を占めます除染対策事業費につきましては、反省点というご指摘でございますけれども、実際、除染作業に当たる作業員の確保が困難な点が挙げられるのが第1点でございますけれども、そのほか、道路事業などにつきましては、用地交渉に伴い、不測の日数を要した事業とか、もろもろございますけれども、事業の着手をする時期を早めまして、事業着手後に一定程度の工期が必要でございますので、そういった完了する事業が年度内に竣工を迎えることができますように、早期の発注に努めるというのが第一かと思っておりますので、そういった反省に踏まえまして、早期着手に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） そのほか、ありますか。

4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私も、24ページの寺久保住宅の件なんですけど、この解体工事で、昨年でも出て、今度戻すとかって、27年度も計上されているんですけど、これは危険

だから解体するんですか。どういう意味で解体するんですか。私の記憶では、震災前の22年度に定住二地域居住体験施設になっているわけですね。当時は立命館の子どもさんたちが来て、20年では使用しました。中も整備をしました。冷蔵庫も新しい、洗濯機も新しい、布団も新しい。それをずっと震災でうちを探していても、避難者が住宅を探してても、町は何の手だてもしなかった。そして、危険だから解体するんだか、ただ地主と合わねえから解体するんだか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は4時10分といたします。

（午後3時58分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。

（午後4時10分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君）　質問にご答弁いたします。

寺久保住宅につきましては、震災以降、全く使われておらず、かなり老朽化をしているものですから、町のほうでは解体するということで決定をしたところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　4番　鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君）　こういう老朽化と危険な建物というのは、またこれ似たようなものなんだけれども、例えば危険な建物だったら、震災後、住民に著しく被害を及ぼすようなことがあれば、これは首長の判断で災害対策基本法でできるわけですから、老朽化と危険な建物かということは、この辺の判断、私、難しいと思うんですよ。だったら、前の同じ地主様であったわけですから、前の工業試験場を解体するとき、あれは完全に危険だということで解体したわけですから、そのときに何で一緒にやらなかったのか。そして、今まで、こういうふうに引きずってきたということは、震災後、4年やっているわけです。何回もあそこの建物、空き家になっているんだけど、町では貸さないのかという人がかなりいたんですよ、やっぱりね。そういうときに、町は何にも対応しなかったでしょう。4年間ぶん投げておけば、大概空き家なんてぼろぼろになってしまいますよ。そういうことも、町の財産として考えなかったのか、その辺、町長、どうですか。考えなかったですか。その辺、町の対応として、ちょっと答弁願いますよ。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　そういったことも含めて、今、この使える住宅については、とにかく使っていこうというようなことでの空き家対策等も立てているところでございますけれども、今、質問にございます件につきましては、老朽化、また、いろいろこの利用上のことについての話が出されましたが、そのような経過がございますので、そういったことは十分に踏まえながら、この予算についての執行には注意しながら当

たっていきたいと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 4 番。

○4 番（嶋原利光君） 使われるものは使ってやるということですので、やはりこれ、町の財産ですから、これもね。震災後、町の職員は一回も、私は来た覚えは、見た覚えはありません。あれだって、直せば使われるんですから、やはりそういうことも有効に、やはり町は考えるべきだったんじゃないかと思いますが、その辺、最後に質問して、ご答弁願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま答弁したとおりであります。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7、議案第43号 専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成26年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第43号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成26年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

これら議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 8，議案第 4 4 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 6 号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第 4 4 号 専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 6 号））について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 9，議案第 4 5 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号 平成 2 6 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第 4 5 号 専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号 平成 2 6 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10，議案第46号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成26年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第46号 専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成26年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号））について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，議案第47号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 議案第47号 専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号））について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１２，議案第４８号「平成２７年度川俣町一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第４８号 平成２７年度川俣町一般会計補正予算（第１号）について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１３，議案第４９号「川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第４９号、川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

平成２７年４月２日、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項の規定により、川俣町議会の議員の定数を定める条例の改正請求を受理したので、同条第３項の規定により、意見を付けて議会に付議する。

平成２７年４月１０日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議員定数につきましては、議会自らの審議事項として議論を重ねてきたところではありますが、今般の直接請求を住民意思の結果として真摯に受けとめ、本条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

では、申し上げます。

川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

川俣町議会の議員の定数を定める条例（平成１２年川俣町条例第４４号）の一部を次のように改正する。

本則中「１６人」を「１２人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上であります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１４、「議案第４９号に係る意見陳述について」を議題といたします。

議案第４９号、川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、地方自治法第７４条第４項の規定により請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りいたします。

請求代表者１名に意見を述べる機会をこれから行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請求代表者に意見を述べる機会をこれから行うことを決定いたしました。

代表者は入場してください。

（請求代表者入場）

○議長（黒沢敏雄君） 請求代表者の意見陳述を行います。請求代表者は佐藤新一君であります。

それでは、川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について意見を述べてください。

○請求代表者（佐藤新一君） 川俣町議会の議員の定数を定める条例改正の直接請求を申し上げました、川俣町議会議員削減を図る会の共同代表の１人であり、佐藤新一であります。これから少しくその取り組みを始めた経緯等を申し上げたいと存じます。

直接請求につきましては、地方自治法によりまして、有権者の５０分の１の人数があれば直接請求できると法律に定められておりまして、それでは、相集い、直接請求のための署名運動をやろうと、こういうことになりまして、２月中に行いました結果、６，３８４人の署名を確保いたしましたわけであり、３月２日現在の有権

者数は1万2,525人に対しまして、50.97%という大きな支持をいただきました。また、直接請求できる法定署名数251人の割合に対しましては、25.43倍という数字を得たわけであります。不肖私も、署名に一週間以上、夜、それぞれの家庭を訪問して署名をいただいた経過があります。全体では署名活動に参画された方は150名を超えたわけであります。大変なご支持をいただいて、ご苦勞をかけたわけであります。

私が、夜分、みんなにこのお話をして、どうだいと。いや、賢明なる議員の皆さん方が、人口比率にもよって、1,000人に1人くらい、いいんじゃないかいと。12人もあれば、川俣町の議会としても十分ご活躍をいただけるし、川俣町の今後の発展のためにも、正々堂々とやっていける議会ができるであろうと、そういう声を多くいただいてきて、私どもの取り組みは間違いではなかったなど、そんなふうに思っております。

人口比率が、私も、今から44年前、川俣町の議員でありましたが、そのときは定員30人でありました。したがって、それから6回ほど、議員の定数について改定がなされて、今日の16人になったというふうに承知をいたしておるところでありまして、川俣町の過去10年間の人口減少の推移を見ますと、平成16年には1万7,249人であった人口が、26年には1万4,129人、10年間で3,000人余の減少をいたしております。今後、減少傾向をたどるとも、増加は見込まれないと。仮に年間300人余の減少をしたとして、次回の平成31年度町議会選挙のときの川俣町の人口は約1万2,700人程度と予想されていることから、今回の11月の選挙は、4人減の12人の定数が最も適当だというふうに考えております。

ちなみに、最近、福島市議会も3人減、須賀川市議会も4人減、近くは伊達市議会も4人減ということで、少数精鋭という感じで、町民を代表する議員の皆さん方にご活躍をいただくと、こういうことに相なってきたお情勢もございますので、どうぞひとつ、その辺を十分賢明なる議員の皆さん方のご賢察を頂戴したいことを申し上げて、意見陳述といたします。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（黒沢敏雄君） 以上で、請求代表者の意見陳述を終わります。

請求代表者は退席してください。

（請求代表者退席）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第15、議案第49号「川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） この議員の定数を定める条例の改正についての議案が町長から出されているわけですが、私たち、この議会としては、12月議会に議員定数等

調査特別委員会の報告を全議員の賛成で確認しているんですね。今、この原発事故という非常事態の中で、議員定数を削減するということは非常に大変だということから、現状維持の16人で進めようというふうなことが全議員の賛成で特別委員会の報告が12月議会で承認されているんですよ。議会の決定ということになっているわけですので、それらの取り扱いがどのように考慮の上で、このような定数削減の提案がなされたのか。町長は議会の意思というのはどういうふうに理解しておられるのか、これらの件について質しておきたいと思うんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

15番 遠藤宗弘議員からの質問でございますけれども、議会のほうでは、議会の特別委員会の中で議論をし、その結果について、全議員で可決、現状維持ということに決めたんだと。そういう経過を踏まえたことについては、どのような考えなのかということなんでありますが、議会のほうでの決定については、そのようなことに我々も認識をしておりますが、今般のこの住民の直接請求につきましては、憲法の中で言っている住民自治の本旨、これは住民自治、団体自治ということの二つの中で地方自治体の意義づけをし、そして、民主的な国会運営をするんだという憲法の中に定められているところでございますが、その中で、地方自治法の中には、この住民が主体となる条項、地方自治法本法から施行令まで含めれば、かなりの厚い500条を超す大法典になるわけですが、その中でも、住民が主体となるところについては何条かなんでありますが、その中には、この直接請求の項目があります。これは住民に与えられた地方自治を受ける権限といいますか、ことだなと思っております。そんな意味では、今般の直接請求につきましては、そういった制度にのっとった中で、町民の皆さん方が必要に感じて、今回の直接請求をやったものだと思っております。

その経過については、ただいまの報告というか、意見陳述がございましたけれども、そういったこともある中であります。そういうような意味では、私は、この今回の直接請求については、議会の総意がそのようなことだということにもかかわらず、直接請求ということに出て、それをやってきた中の重みというものを、これも私は真摯に受けとめなくちゃならないというような思いであります。そんなことで、今般、直接請求を受け、審査を受けた結果を受けて、町といたしましては、これは20日以内に速やかに議会に提出しなければならないという法律上の定めがございますので、今般、提出させていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） なぜ、私がそういうことを聞いたかということ、確かにこの住民の直接請求、50分の1の直接請求でもって町長に出して、20日以内に議会を招集しなくちゃならないということは、これは規定上、明らかですよ。それはそれでいいんですが、それに対する町長としての意見を付すると。意見をつけて提出す

るんだということが決まりなんですね。ところが、町長のもとには、12月議会で全議員で確認した議員定数等調査特別委員会の報告はちゃんと届いているわけですね。そのことをどういうふうに参加されているのか、そのことが全然触れられないまま、意見書がつくられてきていると。ましてや、川俣町という地方自治体の最高決議機関というのは議会でしょう。最高決議機関の議会で全議員が一致して決めた内容が、いとも簡単にほごにされるというようなことがあったのでは、今後の地方自治体の運営に非常に重大な瑕疵を残すのではないかと私は思うんですよ。

地方自治法上から言ったら、議会というのは最高決議機関ですよ。最高決議機関の中で全議員が賛成して決めた内容が、まだ半年もたたないうちに、そんなに簡単にほごにされていていいものかどうなのか。それらの内容について、どういうふうな吟味をなさって提案したのか、その辺のことを聞きたいから言っているんですよ。何も地方自治法に基づいた直接請求をやったものに対して、議会を開かなくちゃならないですから、これは問題ないですよ。何も言っていないですよ。けども、それをどういうふうに、議会の議決事項をどういうふうに加味して提案なさったのかという姿勢が明確でなければ、今後の議会決議というのは、何のためにするのかということが全くおかしくなっちゃうから、私は心配しているんですよ。そのことは明確にしてください。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しの、議会で全員で決めたというようなことについての重みをどう考えるのかということだと思います。これは議会も認められた議会でやっているわけですから、その重みは我々も十分受けとめております。

ただ、先ほど申し上げましたように、それを受けて、町民の皆さん、それはもう広報も通じて知っておられると思います。そんな中で、あえてこのように直接請求ということをやらざるを得ない、やるということについてのそういった考えも、もちろん町民の皆さんには多くあるということでもありますから、いつも議員の皆さん方とは、町政の執行についてはいろんな議論を重ねておりますけれども、今般、議会の中で何回となく開催された特別委員会の中で議論され、そして、その結論として、現状維持ということに至ったということでもありますから、それも我々も十分それは受けとめているところでございますが、ただ、ここに、今度は町民の皆さん方が、いや、それでなくて、現状になれば減らすべきだというようなことで、今回の直接請求になったわけでもありますので、私は、議会の皆さん方とも議論を重ね、聞かせてもらっておりますが、委員会の構成も含め、議会のあり方についてもいただいておりますから、そういったことについての共通認識は持っております。ただ、今般のこの直接請求は、私は、この議会の意思と町民の皆さんとの思いが乖離しているのかと。不適切かどうかは別にして、思いであります。そんなことを思います。それで、私は、やっぱり直接請求という一つの住民の皆さん方が与えられている権利、それをしっかりと執行するということも、これは民主主義の時代だと思ってお

ります。ですから、決して、私は議会の決定をないがしろにした思いではありません。

一方では、町民の皆さん方の直接請求という、本当に思い、こういった行動も、法的に認められていることでありますから、それもやっぱり真摯に受けとめなくちゃならないという、町長としての町の施行責任者としての、これもやっぱり責任だとも思っております。そんなことで、今般、直接請求を受けて、提案をいたした次第でありますので、この至る間については、いろいろと町でも議論をしてきたわけですが、この町民の皆さん方の直接請求の重さというものは、やっぱりしっかり受けとめなくちゃならないと、そんな思いで提案をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

10番 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦でございます。

今回の住民の直接請求は重く受けとめなければならないということは、私もよく存じておりますが、私たち議会は、川俣町は、昔の大字山木屋地区がそっくり避難をして、いまだに帰る見通しも立たない中で、原発事故も終息していない。そんな中で、我々、議会、特別委員会では緊急時だと。平常時ではないんだと。緊急時だから、何かと課題も豊富だから、今は現状維持でという結論に達したわけですよ。そういうことを町長は、平常時でなくて、緊急時、そして、今、復興・復旧は、ここ三、四年が一つの山場だと言っているんですが、それらとの整合性などは、町長はどのように考えているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

まだ私も、復旧・復興は道半ばであり、ことしは正念場だと思っております。そういった事態であることについては認識をしております。そんな中で、今、議員がお質しのようなことでの現状維持したんだということについてであります。今般の町民の直接請求については、山木屋の皆さん方を含めて、全町民を対象に行われたという結果がございます。そういった意味では、この川俣町の厳しい現状については、今般のこの請求にかかわった皆さん方も、十分私は承知してのことだというような思いでおります。ですから、これからも一つになって、川俣町の復旧・復興、山木屋の皆さん方が早く帰れる環境をつくっていくんだという思いは一つだと思っております。そんな中で今般の直接請求でありますから、受けとめて、出すということについてのご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

14番 石河清。

○14番（石河 清君） 14番です。

議案第49号については、当然議会議員の定数を削減するという条例の改正についてになっております。私は、その反対の立場からですね、討論に参加したいと思います。

私が申し上げるまでもなく、議員定数につきましては、昨年の9月から議員定数等調査特別委員会が議長を除く15名で立ち上げられ、11月25日まで、10回にわたって議論、検討もされ、現行の16人で行こうではないかという結論が出されました。もちろん、私ども町議会は、町民を代表し、住民の意思を町政に十分に反映させることはもとより、行政執行の監視機能を果たすために、我が町にとって、最も効率的、効果的な議会運営や、定数はどうあるべきかについて、さまざまな角度から議論を検討してきたところであります。議論の中でもいろいろな御意見も当然出されたわけであります。

私は、特に昨今、本庁の場合、少子高齢化もさらに進んでおりまして、本庁内でもあちこちで限界集落などもふえているのが実情、実態であります。議員の4人の削減というふうになれば、当然このような地域においては有権者もいないわけありますので、議員もいなくなってしまうわけであります。今後、このようなところの住民の切実な声を誰が取り上げて、町政に届けてくれるのか、大変大問題になってくるというふうに思う次第であります。

また、何よりも、本町の場合、あの3.11、3月11日の大震災、東京電力福島原発事故からの復旧・復興に向けた本格的な取り組みは、これからであるというふうに私は考えております。避難している山木屋地区の住民の方々はもとより、本町は全町民が被災者であります。全ての町内の徹底除染、原発被害の全面賠償、住民の将来に向かっての健康管理など、放射能との闘いはまだまだこれからであります。原発事故のいわゆる終息に向けた廃炉作業なども順調に進んでいるわけでもありません。現段階では、万が一のことも考えておかななくてはならないというふうに考えております。万が一の非常時に備えるためにも、住民の負託に応えるためにも、現在の16人の定数は、今回はどうしても維持すべきであるというふうに考えるわけであります。このような理由からして、私はこの第49号に反対をする次第でございます。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番 新関善三君。

○9番（新関善三君） 私は原案に賛成の立場で討論させていただきます。川俣町の取り組んでおります、あるいは現況等につきましては、もう各議員の皆様方もご存じのとおりでございます。やはり何といたしても、川俣町がですね、今後、復旧・復興に万全を期していかなきゃならないということは、全ての議員の統一認識に立っているのではないかというふうに考えてございます。

何といたしても、今、川俣町が人口が1万4,000人で、なおかつ、有権者

は1万2,000人台だということになりますと、私はですね、12名の議員定数が妥当であろうと。何よりも、そして、我々、次期の選挙に向かって、これからおのこの議員の皆様方が、日常の中で復旧・復興についての行動、活動をより一層の認識をしながら、活動を展開しなくてはならないというふうな認識のもとに、私はですね、4名削減の12名でも、議員が多ければ全てが解決するのかと。やはり12人の議員でも、解決の糸口を十分みずからが模索しながら、町の振興、発展に寄与していくには、12名でも何ら差し支えはないというふうなことで、賛成を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） そのほかに討論ございますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立8人 不起立7人）

○議長（黒沢敏雄君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） これで本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第5回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後5時28分）

本臨時会で可決した事件は、次のとおりである。

- 報告第 3 号 平成 26 年度川俣町継続費繰越しの報告について（一般会計）
- 議案第 41 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 2 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 42 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 3 号 平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 11 号））
- 議案第 43 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 4 号 平成 26 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 議案第 44 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 5 号 平成 26 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 6 号））
- 議案第 45 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 6 号 平成 26 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
- 議案第 46 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 7 号 平成 26 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 2 号））
- 議案第 47 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 8 号 平成 26 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 議案第 48 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 49 号 川俣町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 橋 道 也

同 署名議員 菅 野 清 一